

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び一宮市契約規則（昭和 50 年一宮市規則第 16 号）第 35 条の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 8 日

一宮市長 中 野 正 康

1 案件に関する事項

- (1) 契約種別 買入れ
- (2) 整理番号 1
- (3) 案件名称 牛乳（単価契約）①～⑤
- (4) 購入物品 牛乳
 - ①神山・宮西・向山・大志・大和・萩原地域（11 園） 193,800 本
 - ②貴船・富士・西成・丹陽・千秋地域（12 園） 276,240 本
 - ③尾西地域（11 園） 174,360 本
 - ④木曽川東・北方・葉栗・浅井地域（11 園） 155,880 本
 - ⑤木曽川西・今伊勢・奥地域（8 園） 166,320 本

※入札は、①～⑤に分けた地域ごとに実施する。

※予定数量に増減があっても契約期間中は必ず履行すること。

- (5) 納入場所（履行場所） 市内各市立保育園
- (6) 単価契約期間（履行期間） 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- (7) 案件の確認方法 「一宮市公式ウェブサイト」→「事業者向け情報」→「入札情報」→「工事・物品・委託に関する入札情報」から確認
<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/soumu/keiyaku/1044231/1009884/1054950/1054951/1054893.html>

2 入札に参加する者に必要な資格及び条件

次に掲げる要件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 令和 4・5 年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に登載されている者
- (4) この公告の日から開札の日までの間において、一宮市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 登録業種要件 （大分類）物品の製造・販売（中分類）食料品（小分類）食品・食材
- (6) 地域要件 公告日において、名簿に記載されている契約営業所が一宮市内であること。

(7) 実績要件 平成 29 年 4 月以降に、官公庁民間問わず 1 件あたり年 50 万円以上の牛乳の納入実績があること、又は業務履行能力が十分にあることが仕様書で指定する牛乳メーカーによって発行された書面で確認できること。

(8) この公告の日から落札決定までの間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所 一宮市役所総務部契約課

4 入札に関する事項

(1) 入札方法 紙による入札

(2) 入札方式 一般競争入札（入札前資格確認型）

(3) 入札参加申込書受付期間 令和 5 年 3 月 9 日 8 時 30 分から令和 5 年 3 月 14 日 17 時 15 分

(4) 入札参加承認通知日 令和 5 年 3 月 15 日

(5) 質問受付期間 令和 5 年 3 月 16 日 8 時 30 分から令和 5 年 3 月 17 日 12 時 00 分

(6) 入札日時 ①令和 5 年 3 月 23 日 14 時 30 分

②令和 5 年 3 月 23 日 14 時 45 分

③令和 5 年 3 月 23 日 15 時 00 分

④令和 5 年 3 月 23 日 15 時 15 分

⑤令和 5 年 3 月 23 日 15 時 30 分

(7) 入札場所 一宮市役所本庁舎 6 階 601 会議室

(8) 開札執行の日時 入札後直ちに行なう。

(9) 見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(10) 入札に際しては一宮市物品購入関係入札者心得書を熟読すること。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

6 入札の無効

一宮市物品購入関係入札者心得書第 14 条及び一宮市契約規則第 37 条の規定に該当する入札並びに本公告に示した参加資格がないと認められた者のした入札は無効とする。

7 暴力団排除

(1) 契約の締結

落札者が契約締結までの間において、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

(2) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

(3) 妨害又は不当要求に対する報告義務及び届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市への報告をするとともに警察への被害届の提出をしなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

8 落札者決定方法

予定価格の範囲内で最も入札価格の低い者を落札者として決定する。落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

9 契約書作成 要

10 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 その他 本入札は、この案件に係る予算の議決がない場合、成立しないものとする。

入札説明書

1 案件に関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、「一宮市公式ウェブサイト」→「事業者向け情報」→「入札情報」→「工事・物品・委託に関する入札情報」

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/soumu/keiyaku/1044231/1009884/1054950/1054951/1054893.html>

により案件情報詳細を確認してください。

- (2) 案件に関する質問、回答

質問がある場合、質問受付期間に電子メールでのみ受け付けます。一宮市役所総務部契約課の電子メールアドレスに送付してください。質問の回答については、令和5年3月17日午後に入札申込参加者に電子メールで回答するとともに、同日市ウェブサイト公開します。

契約課 電子メールアドレス：keiyaku@city.ichinomiya.lg.jp

2 入札に参加する者に必要な資格及び条件についての詳細

- (1) 登録業種要件

入札公告2(5)の該当業種（営業品目）を希望業種（営業品目）として名簿に登載されている必要があります。

- (2) 実績要件

平成29年4月以降に、官公庁民間問わず1件あたり年50万円以上の牛乳の納入実績があること、又は業務履行能力が十分にあることが仕様書で指定する牛乳メーカーによって発行された書面で確認できること。

3 入札参加申込書の提出方法

- (1) 入札参加希望者は、(3)に掲げる提出書類を、下記期間中に、下記提出場所まで直接持参してください（郵送は不可）。提出書類（様式1）は「一宮市公式ウェブサイト」→「事業者向け情報」→「入札情報」→「工事・物品・委託に関する入札情報」

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/soumu/keiyaku/1044231/1009884/1054950/1054951/1054893.html>

から確認してください。

- (2) 提出場所

一宮市役所総務部契約課 用度・検査グループ

一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎7階

- (3) 提出書類

- ・入札参加申込書
- ・実績要件を証する書面（契約書の写し等）又は仕様書で指定する牛乳メーカーによって発行された業務履行能力が十分にあることが確認できる書面等
- ・委任状（代表者以外が入札する場合）

※委任状の受任者欄住所は、会社ではなく個人の住所をご記入ください。

4 入札に関する事項

- (1) 本入札は、一宮市物品購入関係入札者心得書により行います。
 - ・入札書は封入不要です。
 - ・筆記用具と印鑑をお持ちください。
- (2) 落札者とは、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約しますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 入札回数は再度入札を含め3回までとします。
- (4) 入札参加者が1者以上ある場合に入札を実施します。なお、天災地変があった場合や談合に関する情報があった場合には入札を中止する場合があります。

5 入札結果等の公表

「一宮市公式ウェブサイト」→「事業者向け情報」→「入札情報」→「工事・物品・委託に関する入札情報」

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/soumu/keiyaku/1044231/1009884/index.html>

で入札結果等を公表します。

6 契約の締結

契約書が必要です。一宮市物品供給契約約款については、市のウェブサイトでご覧することができます。

7 問い合わせ先

〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所総務部契約課（本庁舎7階）

電話 0586-28-9027 FAX 0586-73-9129